

(仮称) 竹原市複合交流拠点施設整備運営事業

モニタリング措置要領

(DBO 事業)

令和7年7月

竹原市

目 次

1	設計施工時におけるモニタリング.....	1
2	維持管理・運営時におけるモニタリング.....	2

1 設計施工時におけるモニタリング

竹原市（以下「市」という。）は、本事業（DBO 事業）を実施する民間事業者（以下「DBO 事業者」という。）が定められた業務を確実に遂行し、「(仮称) 竹原市複合交流拠点施設整備運営事業要求水準書」及び DBO 事業者が提案した提案書（以下「要求水準書等」という。）に規定した水準を達成しているか否かを確認するため、事業者のセルフモニタリング結果に基づき、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

市によるモニタリングは、以下の内容を予定している。ただし、別途、市がモニタリングを必要とする場合は、市の定める方法により随時実施できるものとする。また、市は、モニタリングの結果に基づき必要に応じて是正措置を行う。

(1) 業務着手時

DBO 事業者は、業務着手前に業務全体に関する工程表及び業務計画書を市に提出し、市は要求した業務スケジュール等に適合していることの確認を行う。

(2) 設計業務時

市は、基本設計及び実施設計時に、DBO 事業者から提出された設計図書について、要求水準書等を満たしているか否かの確認を行う。

(3) 建設業務時

市は、本施設が設計図書に従って建設されていることを確認するため、事業者の行う工事施工及び工事監理の状況について定期及び随時確認を行う。工事の施工状況について市から要請を受けた場合には、DBO 事業者は説明及び報告を行うとともに工事現場での施工状況について、市の確認を受けること。

(4) 工事完成及び施設引き渡し時

市は、本施設が要求水準書等を満たしているか否かの確認を行う。なお、DBO 事業者は、市の確認の際に、施工記録を用意し、現場にて市の確認を行うこと。

(5) モニタリング結果への対応

モニタリングの結果、要求水準書等の内容が達成されていない場合には、市は DBO 事業者に対して改善を指示する。DBO 事業者が市からの指示に従わない場合は、市からの支払いの延期、支払額又は契約解除の措置をとることがある。

2 維持管理・運営時におけるモニタリング

(1) モニタリングに関する基本的な考え方

指定管理者は、事業期間を通じて公共サービスの安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、指定管理者の経営管理の状況、指定管理者が実施するそれぞれの業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）並びに要求水準書等を達成していること及び達成しない恐れがないことについて、指定管理者自らが確認及び管理する。要求水準書等を達成していない場合又は達成しない恐れがある場合は、指定管理者自らの責任において要求水準書等を満たすようにする。

市は、本施設の管理運営を指定管理者に委ねたととしても、公の施設は、市が設置する施設である以上、市には本施設の機能が適切に維持され、その設置目的を達成しているかを把握する責任がある。

また、指定管理者による管理運営には、管理運営経費の削減、効率化、民間ノウハウを生かした市民サービスの向上が安定的に図られること等が期待されることから、管理運営が協定に従い適正に実施されているか、継続的な市民サービスの提供が図ることが可能かを確認する。

(2) 業務等のモニタリングの方法

①指定管理者によるモニタリング

指定管理者は、維持管理・運営期間中、自己の責任及び費用で、次のとおり、セルフモニタリングを実施し、業績等のモニタリングを行う。

ア セルフモニタリング

ア) 指定管理者は、指定管理者基本協定書第 19 条第 1 項に定める時期までに、速やかに以下の項目を含む「モニタリング実施計画書」を作成し、市へ提出し承認を得るものとする。

- a モニタリングの項目・内容
- b モニタリングの方法
- c モニタリングの時期・回数
- d モニタリング様式

イ) 指定管理者は、「モニタリング実施計画書」に基づき、本施設の維持管理業務及び運営業務に関し、指定管理者自ら業績等のモニタリングを実施する。

ウ) 指定管理者は、指定管理者基本協定書第 28 条第 1 項に定める「事業報告書」を作成し、指定管理者基本協定書に定める時期までに市に提出し、自らの業績等が要求水準書等を満たしているかの確認の状況を報告する。

②市によるモニタリング

市は、指定管理者の業績等について、指定管理者から提出される年度ごとの「事業報告書」等に基づき、モニタリングを実施する。

市は、指定管理期間中、指定管理者の業績等について、以下のモニタリングを行い、指定管理者を評価する。

ア 事業報告書等の確認

市は、指定管理者の提出する事業報告書等が、当初の事業計画書との整合がとられているかを確認するとともに、その内容を精査し、必要に応じて指定管理者に資料の追加提出、又は説明を求め、管理運営状況を把握する。

イ 決算書等の確認

市は、指定管理者が指定の期間わたって安定的に施設の管理運営を継続することが可能かどうか確認するため、指定管理者が提出した事業報告書等に記載される収支状況を精査し、事業計画書と整合性がとれているか、効率的な管理運営となっているか、不適切な金額の記載がないか等を関係書類と照合したうえで確認する。

(3) モニタリングの基づく措置

①指定管理者に対する必要な改善の指示

市は、指定管理者による事業報告書等及びモニタリングの結果から、指定管理者による管理運営が必要な水準に達していない事項があるときは、口頭又は文書により指定管理者に改善の措置を講じるよう指示を行う。

指定管理者は、市から改善指示を受けた場合、次に掲げる事項について示した「業務改善計画書」を市に提出・協議し、市の承認を得るものとする。

- a 業務不履行の内容及び原因
- b 業務不履行の状況を改善する具体的な方法
- c 改善までの期限及び責任者
- d 再発防止策

なお、市は業務改善計画書の内容が、業務不履行の状況を改善及び復旧できるものとなっていない、又は合理的でないと判断した場合、業務改善計画書の変更及び再提出を求めることができる。ただし、業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合は、上記によらず、指定管理者は自らの責任において適切に応急処置等を行うものし、これを市に報告する。

②改善・復旧の措置及び確認

指定管理者は、業務改善計画書に基づき、直ちに改善を図り、市に報告すること。市は、指定管理者からの報告を受け、業務改善計画書に沿った改善が行われているかを確認する。

③再改善勧告

業務改善計画書に沿った改善が認められないと市が判断した場合、市は、指定管理者に再度、改善勧告を行うとともに、業務改善計画書の提出請求、協議、承認及び臨時のモニタリングによる改善・復旧確認の措置を行う。